

令和8年4月1日
由利森林管理署

「社会貢献の森」における森林整備等の活動に関する協定の締結（更新）について

株式会社ジェイテクト IT 開発センター秋田と由利森林管理署は、「協定締結による国民参加の森づくり」に基づく「社会貢献の森」における森林整備等の活動に関する協定を令和6年度に締結しておりましたが、この度、同協定を更新したのでお知らせします。

1. 概要

由利本荘市水林国有林は飛砂や潮風から市民の安全で安心できる生活を守ってきましたが、近年、松くい虫による被害が発生しています。この度の協定は松くい虫の被害があった海岸林への植樹、保育等の森林整備や、植樹によるカーボンニュートラルの実現に向けた貢献及び植樹体験を通じた自然環境に対する理解向上を目的とした活動を行います。

2. 協定締結日 (当初) 令和6年6月24日
(更新) 令和8年3月31日

3. 協定締結期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日

4. 名称 ジェイテクト IT 開発センター秋田みらいの森

5. 協定締結者 由利森林管理署長 木村 秀樹
株式会社ジェイテクト IT 開発センター秋田
代表取締役 田中 政行

6. 協定箇所 由利本荘市水林外 11 国有林 57 林班ふ 2 小班ほか

7. 協定面積 46.37 h a

【問合せ先】

東北森林管理局由利森林管理署 森林技術指導官 佐藤 博志
電話 : 0184-22-1076

E-mail : hiroshi_sato000@maff.go.jp

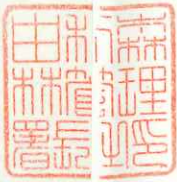


病気に強いクロマツの苗木を植えました



海岸沿いのクリーンアップ活動をしました





「社会貢献の森」における森林整備等の活動に関する協定書

由利森林管理署長（以下「甲」という。）と株式会社ジェイテクト IT 開発センター秋田（以下「乙」という。）は、社会貢献の森における森林整備等の活動に関し、次のとおり協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1（協定の目的）

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協力により、本協定に基づく社会貢献の森における体験等の活動が円滑に実施されることを目的とする。

第2（社会貢献の森の名称、位置及び面積）

甲は、由利森林管理署水林外 11 国有林 57 林班ふ 2 小班ほか 46.37ha（別紙「社会貢献の森」協定位置図による）を社会貢献の森として乙に活動を行わせるものとする。

なお、社会貢献の森の名称は、「ジェイテクト IT 開発センター秋田 みらいの森」とする。

第3（全体活動計画書の提出）

乙は、活動の実施にあたって、別紙様式 1 により全体活動計画を作成し、甲と調整した上で、協定締結のあった日から 14 日以内に甲に提出するものとする。

第4（年間活動計画書の提出）

乙は、毎年度の活動の実施にあたって、別紙様式 2 により年間活動計画を作成し、甲と調整の上、前年度末までに提出するものとする。なお、初年度にあっては活動を実施する前までに甲に提出するものとする。また、年度途中で活動内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲と連絡及び調整を行うものとする。

第5（活動実績の報告）

乙は、毎年度の活動実績について、別紙様式 3 により年度末までに甲に報告するものとする。

第6（活動の実施）

- 1 乙は、別紙様式 1 及び 2 の計画に沿って活動を実施するものとする。
- 2 甲、乙及び活動実施者は、適切な連絡調整を図りながら、活動の円滑な実施に努めるものとする。
- 3 乙は、活動実施者に対し、活動を行う森林が各般の法令等の制限を課せられている場合にあっては、その法令等による規定を遵守させ活動を実施するものとする。

第7（入林の際の連絡・調整）

乙は、入林する場合にあっては、その都度、別紙「入林の連絡」により事前に当日



の責任者名、入林者数、活動内容、入林期間等を、甲に書面（FAXによる場合を含む。）等により連絡し、必要な調整を行うものとする。また、乙は、責任者に活動参加者名簿を携行させるものとする。

第8（安全確保等の措置）

- 1 乙は、活動の実施の都度、実施場所ごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時等の連絡等の緊急体制の確保及び事後措置等について万全を期すること。
- 2 乙は、本協定に基づく活動の参加者の安全（緊急時の避難を含む）に責任をもって確保するものとする。万一、活動に伴い事故が発生し、活動参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ明確にしておくこととする。

第9（経費の負担）

活動の実施に要する経費は、乙が負担するものとする。

第10（立木竹等の所有権等の権利）

乙は、協定締結期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、実施箇所の土地、立木等についての所有権及び、活動により生ずる全ての権利を有しないものとする。

第11（標識類の設置）

- 1 乙は、活動に当たり、甲が国有林野の管理経営上支障が生じないと認める場合は、標識類を設置することができるものとする。なお、この場合にあつては、標識類の設置計画等についてあらかじめ甲に連絡し、調整を行うものとする。
- 2 乙は、活動が終了した場合には、設置した標識類を収去するものとする。

第12（法令等の遵守）

乙は、活動の対象となる国有林野に係る法令等による規定を遵守するものとする。

第13（山火事防止等の措置）

- 1 乙は、当該実施箇所及びその周辺において、土砂の崩落もしくは流出、火災等の災害又はその他の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲に届け出るものとする。
- 2 乙は、活動参加者に対して、当該箇所及びその周辺における火災防止に充分留意し、山火事防止に万全を期すとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。
- 3 乙は、活動参加者に対して、活動に伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、当該実施箇所及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

第14（損害賠償）

乙及び活動実施者は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他の国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

第15（活動の円滑な実施への協力）

甲は、活動が円滑に実施されるよう、活動の開始に当たっての現地案内及び説明並びに活動計画の策定に当たっての助言等の協力を行うものとする。

第 16 (ジェイテクト IT 開発センター秋田 みらいの森の適切な管理)

甲は、ジェイテクト IT 開発センター秋田 みらいの森が国民により自主的に整備等されるものであることを踏まえ、適切な管理を行うものとする。

第 17 (協定の破棄)

甲は、次の場合、協定を破棄することができるものとする。この場合、甲は、乙に事前に通知した上で協定を破棄するものとし、必要に応じて、その事実、団体名等を公表するものとする。

- 1 活動の対象となる国有林野に係る法令等に違反する行為があった場合
- 2 協定に基づいた森林づくり活動の実施の見込みがなく、又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じたものと甲が認める場合であって、乙から甲に対し別紙様式 4 による協定解消に係る申請がない場合又は申請内容が妥当と認められない場合
- 3 ジェイテクト IT 開発センター秋田 みらいの森の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公共用、公用又は国の公益的事業の用に供する必要が生じた場合
- 4 国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合
- 5 次の資格要件の全部又は一部を満たさないことが明らかになった場合
 - (1) 団体の目的、運営等に関する規約を有すること。
 - (2) 団体の意思を決定し、ボランティアによる自主的な森林整備活動を継続的に執行する体制、技術等を有していること。
 - (3) 地震等の緊急時に自力で速やかに避難できること。
 - (4) 活動の目的が特定の者の利益に資するものとはならないもの、営利を目的としたものではないこと。
 - (5) 国有林野若しくはその産物の売払代金又は国有林野の貸付料若しくは使用料を滞納していないこと。
 - (6) 国有林野又はその産物に関する損害賠償金又は違約金の納付を完納していること。
 - (7) 従来 of 経緯から協定を誠実に遵守すると認められること。
 - (8) 国有林野の管理及び処分に関して現に係争関係にないこと。
- 6 協定締結者としてふさわしくない行為をしたことなどにより、協定締結者として不相当であると認められる場合

第 18 (協定の解消)

乙は、やむを得ない事情により協定に基づいた森林づくり活動の実施が困難となった場合又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じた場合で、今後の活動実施の見込みがない場合、別紙様式 4 により協定解消の申請書を甲に提出するものとする。甲は乙からの申請内容が妥当と認められる場合、当該協定を解消するものとする。

第 19 (協定の有効期間)

- 1 この協定は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで効力を有するものとする。
- 2 この協定は、乙から活動の申し出があり、甲がこれを認める場合は更新できるものとする。

第 20 (その他必要と認められる事項)

この協定の実施につき疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項について

は、その都度協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両名記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 8 年 3 月 31日

(甲) 秋田県由利本荘市水林 439

由利森林管理署長 木村 秀樹



(乙) 秋田県秋田市中通四丁目2番7号
日本生命秋田中央通ビル 3F

株式会社ジェイテクト IT 開発センター秋田
代表取締役 田中 政行



「地域貢献の森」設定箇所 面積内訳書
(ジェイテクトIT開発センター秋田 みらいの森)

別紙

林班	小班	機能 類型	法指定等	小班面積 (ha)	設定面積 (ha)	樹種	混交 歩合	林齢	備考
57	ふ02	気象	飛砂保、保健保、鳥保普	0.40	林地	0.10	クロマツ	100	23
	ふ03	気象	飛砂保、保健保、鳥保普	1.55	林地	0.86	アカシヤ 他広葉樹	75 25	23
	ふ04	気象	飛砂保、保健保、鳥保普	0.10	林地	0.10	クロマツ	79	108
							他広葉樹	21	
	ふ06	気象	飛砂保、保健保、鳥保普	1.20	林地	1.20	クロマツ	100	23
	ふ07	気象	飛砂保、保健保、鳥保普	0.79	林地	0.79	クロマツ	100	23
	ふ08	気象	飛砂保、保健保、鳥保普	1.35	林地	1.00	アカシヤ	80	23
							他広葉樹	20	
	ふ09	気象	飛砂保、保健保、鳥保普	0.13	林地	0.13	他広葉樹	100	20
	ふ10	気象	飛砂保、保健保、鳥保普	0.21	林地	0.21	他広葉樹	100	20
	ふ11	気象	飛砂保、保健保、鳥保普	0.85	林地	0.60	アカマツ	100	16
	ふ16	気象	飛砂保、保健保、鳥保普	0.22	林地	0.22	クロマツ	100	16
	こ03	気象	飛砂保、保健保、鳥保普	0.50	林地	0.50	クロマツ	100	23
	え	気象	飛砂保、鳥保普	0.14	林地	0.13	クロマツ	71	89
							他広葉樹	29	
	え01	気象	飛砂保、鳥保普	0.37	林地	0.37	クロマツ	70	89
	え02	気象	飛砂保、鳥保普	0.16	林地	0.16	クロマツ	100	17
							他広葉樹	30	
	て	気象	飛砂保、鳥保普	5.09	林地	4.90	クロマツ	50	87
							他広葉樹	50	
	て03	気象	飛砂保、保健保、鳥保普	0.24	林地	0.24	クロマツ	100	20
	て04	気象	飛砂保、保健保、鳥保普	0.25	林地	0.25	クロマツ	100	20
	て11	気象	飛砂保、鳥保普	0.30	林地	0.30	クロマツ	100	23
	て12	気象	飛砂保、鳥保普	1.60	林地	1.60	クロマツ	100	16
	て13	気象	飛砂保、鳥保普	0.36	林地	0.36	他広葉樹	100	20
	て14	気象	飛砂保、鳥保普	0.68	林地	0.68	他広葉樹	100	20
							他広葉樹	100	
	て15	気象	飛砂保、鳥保普	0.59	林地	0.59	アカシヤ	80	20
							他広葉樹	20	
	て16	気象	飛砂保、鳥保普	1.29	林地	1.29	他広葉樹	100	20
	て17	気象	飛砂保、鳥保普	1.45	林地	1.45	アカシヤ	79	20
							他広葉樹	21	
	て18	気象	飛砂保、鳥保普	1.53	林地	1.53	他広葉樹	100	20
	て19	気象	飛砂保、鳥保普	1.45	林地	1.44	アカシヤ	79	20
							他広葉樹	21	
	て20	気象	飛砂保、鳥保普	1.67	林地	1.64	他広葉樹	100	87
	て21	気象	飛砂保、鳥保普	0.51	林地	0.51	クロマツ	100	20
	て26	気象	飛砂保、鳥保普	1.03	林地	1.03	クロマツ	100	44
	て27	気象	飛砂保、鳥保普	0.15	林地	0.15	クロマツ	100	16
	て28	気象	飛砂保、鳥保普	0.26	林地	0.26	クロマツ	100	16
	て29	気象	飛砂保、鳥保普	0.41	林地	0.41	クロマツ	100	86
	て30	気象	飛砂保、鳥保普	0.12	林地	0.12	クロマツ	100	16
	て31	気象	飛砂保、鳥保普	0.14	林地	0.14	クロマツ	100	17
	て32	気象	飛砂保、鳥保普	0.09	林地	0.09	クロマツ	100	18
	て33	気象	飛砂保、鳥保普	0.14	林地	0.13	クロマツ	100	19
							クロマツ	70	
あ	気象	飛砂保、鳥保普	2.24	林地	1.66	他広葉樹	30	87	
あ04	気象	飛砂保、鳥保普	0.21	林地	0.20	クロマツ	100	16	
き01	気象	飛砂保、鳥保普	10.27	林地	10.15	クロマツ	100	68	
ゆ	気象	飛砂保、鳥保普	1.00	林地	1.00	クロマツ	100	18	
め	気象	飛砂保、鳥保普	3.18	林地	2.85	クロマツ	100	72	
め01	気象	飛砂保、鳥保普	0.45	林地	0.32	クロマツ	100	20	
め02	気象	飛砂保、鳥保普	0.40	林地	0.35	アカシヤ	75	20	
						他広葉樹	25		
め03	気象	飛砂保、鳥保普	0.15	林地	0.15	クロマツ	100	72	
め04	気象	飛砂保、鳥保普	0.19	林地	0.17	クロマツ	100	16	
み	気象	飛砂保、鳥保普	0.70	林地	0.70	クロマツ	100	61	
み01	気象	飛砂保、鳥保普	0.15	林地	0.15	クロマツ	100	61	
み02	気象	飛砂保、鳥保普	0.14	林地	0.14	クロマツ	100	33	
し	気象	飛砂保、鳥保普	0.80	林地	0.80	クロマツ	100	49	
ひ	気象	飛砂保、鳥保普	0.51	林地	0.51	クロマツ	100	58	
も	気象	飛砂保、鳥保普	0.16	林地	0.16	クロマツ	100	58	
せ	気象	飛砂保、鳥保普	0.11	林地	0.11	クロマツ	100	49	
せ01	気象	飛砂保、鳥保普	0.17	林地	0.17	クロマツ	100	49	
す	気象	飛砂保、鳥保普	1.39	林地	1.30	クロマツ	100	68	
合 計					46.37				

年 月 日

〇〇森林管理署長 殿

協定者
住所
団体名
代表者氏名

「社会貢献の森」における全体活動計画書

1 「社会貢献の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
	国有林 林班 小班	ha

2 全体活動計画

(1) 活動の目標

--

(2) 活動の内容及びスケジュール

活動の内容	1年次 R.	2年次 R.	3年次 R.	4年次 R.	5年次 R.	合 計
合 計						

(注) ・活動内容については、時期・頻度(回数)等について記述する。
・標識類を設置する場合は記述する。

3 その他(活動内容の詳細)

○植栽 樹種: 植栽本数: 本
○保育
○その他の活動

※ 各種法令の指定状況

--

(注) 本欄については、森林管理署で記入。

年 月 日

〇〇森林管理署長 殿

協定者
住所
団体名
代表者氏名

令和 年度「社会貢献の森」における活動計画書

1 「社会貢献の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
	国有林 林班 小班	ha

2 令和 年度活動計画

活 動 内 容	活 動 時 期				
	月	月	月	月	月
合 計					

参考：活動項目の例：植樹、下刈、歩道整備、自然観察、林内清掃など

3 その他（活動内容の詳細）

- 植栽 樹種： 植栽本数： 本
○保育
○その他の活動

※ 各種法令の指定状況

--

(注) 本欄については、森林管理署で記入。

(別紙様式3) 「社会貢献の森」における年間活動実績報告書

年 月 日

〇〇森林管理署長 殿

協定者
住所
団体名
代表者氏名

令和 年度「社会貢献の森」における活動実績報告書

1 「社会貢献の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
	国有林 林班 小班	ha

2 令和 年度活動実績

実 施 日	活動実施者	参加者数 (参加者内訳)	活動内容 (数量等)

※ 参加者数欄には、参加者の内訳を記載して下さい。

内訳は、幼児、小学生、中学生、高校生、大学生、教育委員会、緑の少年団、大人、等により区分して下さい。
本表により書ききれない場合は、別紙同様の様式により報告して下さい。

3 その他

(別紙様式4) 「社会貢献の森」の協定解消の申請書

年 月 日

〇〇森林管理署長 殿

協定者
住所
団体名
代表者氏名

1 協定の森の名称・位置・面積・協定の有効期間

2 これまでの活動経緯・現状

3 協定解消を求める事由

4 施設等の有無

(1) 撤去必要な施設等の有無

有・無

(2) (1)で「有」とした場合の、施設種類・施設数

(3) (1)で「有」とした場合の、施設撤去予定期日

年 月 日

名称	位置	面積	協定の有効期間
	国有林 林班 小班	h a	年 月 日 ～ 年 月 日
	国有林 林班 小班	h a	年 月 日 ～ 年 月 日

「入林の連絡」

年 月 日

〇〇森林管理署長 殿

協定者
住所
団体名
代表者氏名

令和 年度「社会貢献の森」における入林の連絡について

下記のとおり入林を予定しているので連絡します。

1 「社会貢献の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置

2 実施内容

実 施 日 (入林日)	活動実施者 (当日の責任者名)	入林者数	活動内容

※「令和 年度「社会貢献の森」における活動計画」の記載内容を確認のうえ作成して下さい。

また、連絡は各活動の実施日が確定した都度とし、速やかに提出して下さい。

なお、提出後の内容について変更が生じた場合は、速やかに変更の報告をお願いします。

